

2020年2月28日

お客様各位

多摩都市モノレール株式会社

新型コロナウイルス発生に伴う通学定期乗車券の払いもどしについて

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、文部科学省から新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校および特別支援学校を2020年3月2日から臨時休業するよう要請する通知が发出されました。これに伴い、通学先の学校が休校となり、通学定期乗車券の払いもどしを希望されるお客様に対し、特例により 2020年2月28日以降の最終登校日を最終使用日とみなして取扱いを行います。

なお、通学定期乗車券の払いもどしは、ご利用開始日から「最終登校日」までの期間をご利用されたものとして、所定の手数料を差し引いた額となるほか、以下の条件によりお取り扱いをさせていただきますので、状況によっては払いもどし額がない場合もございますことを、あらかじめご了承ください。

払い戻しの条件

1. 通学先の学校の 「最終登校日」翌日以降に通学定期乗車券を使用された場合は、本取扱いの対象外とさせていただきます。
2. 通学定期乗車券の有効期間のうち、通学先の学校の「最終登校日」から、有効期間終了日までの日数が1カ月以上残っていることを条件とさせていただきます。
3. 大学生相当（大学・短大・専門学校等）の通学定期乗車券および通勤定期乗車券については、本取扱いの 対象外とさせていただきます。
4. 払いもどしのお取り扱い期間は、通学定期乗車券を購入された日の翌日から起算して1年です。

※払いもどし対象定期券で新たに定期乗車券を購入してしまいますと、払いもどしの対象となる通学定期乗車券の情報が無くなりますので、必ず購入前にお申し出ください。

お取り扱い場所

立川北駅定期券発売所・多摩センター駅定期券発売所【平日8時～20時】【土日祝9時～18時】

以上